

蔵王町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の概要について

条例制定の目的

この条例は、蔵王町の豊かな自然環境や美しい景観及び安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、再生可能エネルギー発電設備の設置に関して、必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としています。

適用となる事業

発電出力10kw以上の再生可能エネルギー発電事業が適用となります。

ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で次に該当するものは適用外となります。

1. 建築物の屋根または屋上で行う事業
2. 禁止区域または抑制区域以外に設置する発電出力50kw未満の事業

※実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置する場合、合算した発電出力で適用となります。

※既存の再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、上記の発電出力以上となる事業も適用となります。

禁止区域・抑制区域

<禁止区域>

土砂災害等の発生するおそれが極めて高いと認められる区域を禁止区域に指定します。

- ①急傾斜地崩壊危険区域
- ②地すべり防止区域
- ③砂防指定地
- ④土砂災害特別警戒区域ならびに警戒区域
- ⑤保安林
- ⑥河川区域・河川保全区域

<抑制区域>

災害防止又は良好な自然環境、景観、歴史的・文化的価値、森林若しくは農地等の保全のために配慮が必要と認められる区域を抑制区域に指定します。

- ①農用地区域
- ②地域森林計画の区域
- ③鳥獣保護区

- ④国定公園
- ⑤県立自然公園
- ⑥埋蔵文化財包蔵地又は史跡名勝天然記念物ならびに町指定文化財が所在する土地
- ⑦景観計画区域
- ⑧その他町長が必要と認める区域

説明会の開催

- ・町内でこの条例の適用となる事業を実施しようとするときは、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催しなければなりません。
- ・住民等は説明会を開催した事業者に対し、事業の内容等について意見を申し出ることができます。この場合、事業者は書面にて回答し、住民等と誠意をもって協議しなければなりません。
- ・事業者は協定締結を求められた場合は、協定を締結しなければなりません。
- ・事業者は住民等の理解が得られるよう努めなければなりません。

事業実施に係る届出

- ・町内でこの条例の適用となる事業を実施しようとするときは、住民等に対する説明会を開催した後に、当該事業に着手しようとする日の90日前までに町へ届出をしなければなりません。
- ・上記の届出を行った事業者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、住民等へ変更の内容に関する説明会を開催した後に、速やかに町へ届出をしなければなりません。

同意

- ・町内でこの条例の適用となる事業を実施しようとするときは、町長の同意を得なければなりません。
- ・事業区域の全部または一部が禁止区域または抑制区域に位置する場合は、同意しないものとします。(ただし、各種法律等に定める要件により設置が可能であり、手続きが適切に行われ、町長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるときは、この限りではありません。)
- ・同意に際し、自然環境等の保全及び災害防止のために、必要な条件を付す場合があります。

着手等の届出

- ・同意を受けた後に、再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手するとき、もしくは工事が完了したときは、または工事を中止し、もしくは中止していた工事を再開するときは、速やかに町へ届出をしなければなりません。

地位の承継

・譲渡等で事業者の変更があった場合には、承継の日から30日以内に町へ届出をしなければなりません。

※地位を承継した者は、再生可能エネルギー発電設備設置事業確約内容についても承継することとなります。

適正管理

・事業者は、事業区域の適正な管理及び保守点検・維持管理の実施状況について年1回町へ報告しなければなりません。

災害及び事故発生時の対応

・災害等が発生するおそれがある場合は、速やかな現地確認、早急に必要な措置を講じ、住民へ周知および町へ通報しなければなりません。

・町は被害防止のために、事業者に対し、必要な措置を求める場合があります。

・事業者は誠意をもって対応し、再発防止の措置を講じなければなりません。

事業の終了等の届出

・再生可能エネルギー発電事業を終了したときは、速やかに町へ届出をしなければなりません。

・発電設備を速やかに撤去し、適正に処理し、事業区域に係る土地を原状に回復しなければなりません。

・事業者は、上記について速やかに講じるため、必要な資金の確保に努めなければなりません。

条例の施行日

令和5年10月1日

経過措置

・条例施行日前に着手した事業については、事業者の責務や設置稼働後の各種届出等に係る規定について適用します。

・施行日以後90日を経過する日までの間に事業に着手しようとする場合には、速やかに協議の届出をしなければなりません。

・既存事業者については、令和6年3月31日までに事業の概要について届出をしなければなりません。